

◇大阪市北区役所事務分掌規則等の一部を改正する規則

- 1 当該区役所以外の区役所に所属する職員に補助執行させることができる事務の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和8年1月5日から施行することにしました。